

「福岡 STAY」安全安心利用キャンペーン 支援金支給要綱

福岡市緊急経済対策実行委員会

第1章 通則

福岡市緊急経済対策実行委員会（以下「委員会」という。）が行う「福岡 STAY」安全安心利用キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）に参加する事業者への支援金の支給については、この支給要綱に定めるところによる。

第2章 目的

この支給要綱は、コロナ禍における宿泊施設の利用形態であるテレワーク等のビジネス利用や自然・歴史・文化等の地域資源を活用した滞在プラン等、新たなビジネス・観光利用に繋がるプランを造成・販売する宿泊事業者を支援することにより、稼働率の向上や将来にわたる多様な利用促進を図ることを目的とする。

第3章 支援対象者

支援対象者は、次の各号のいずれかの事業を行う事業者で、様式第1号及び第2号により本キャンペーンへの参加申込を行い、様式第3号により参加決定を受けている者とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者は除く。

- (1)旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く）
- (2)住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業

第4章 対象宿泊施設

対象宿泊施設は、様式第1号において申告された宿泊施設とする。

ただし、複数の宿泊施設を同一敷地内に有している場合には、当該同一敷地内の宿泊施設を一の対象宿泊施設とみなす。

第5章 支援対象事業等

支援金の交付を受けることができる事業（以下「支援対象事業」という。）及び支援金の交付対象となる経費（以下「支援対象経費」等）は、別表1に掲げるとおりとする。

第6章 支援対象期間

支援の対象となる期間（以下「支援対象期間」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

第7章 支援金額

支援金の額は、予算の範囲内で一事業者あたり別表3に掲げるとおりとする。

第8章 支援金の交付申請

交付申請期間は、本キャンペーンの参加決定後から令和3年6月10日までの期間とする。

- 2 支援対象者は、委員会に対し、様式第5号に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 支援対象経費が支払われたことを証明する書類（領収書等）
 - (2) 利用確認書（様式第8号）
 - (3) 利用実績確認一覧表（様式第9号）
 - (4) 利用者アンケート（様式第10号）
- 3 委員会は、前項に規定する書類に不備があると認められる場合は、支援対象者に対して、期限を定めて当該書類の是正、補正又は追加書類の提出を求めることができる。

第9章 支援金の審査

委員会は、支援金に係る申請内容を審査し、支援金の支給又は不支給の決定を行い、申請者に様式第6号又は第7号により通知するものとする。

ただし、当該申請内容に更正の必要が認められるときは、当該更正を適用した後の支援対象経費に基づく支援金の支給決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の不支給を決定するものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けようとしたとき。
 - (2) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - (3) 日本の法令に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の支給が不相当と委員会が認めるとき。
- 3 前項各号の規定は、支援金の支給決定後においても適用があるものとし、その場合、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第10章 適用除外

委員会は、支援金の申請者(以下「申請者」という。)が福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納しているときは、この支給要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を支給しないものとする。ただし、当該申請者が市税の徴収猶予の特例制度の対象となっている場合においてはその限りではない。

- 2 委員会は、福岡市暴力団排除条例の規定を準用し、本章に規定する排除措置を講じるものとし、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この支給要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を支給しないものとする。
 - (1)暴力団員であること。
 - (2)法人若しくは団体の役員が暴力団員に該当する者であること。
 - (3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すること。
- 3 委員会は、申請者が前各項の不支給事由に該当するときは、支援金の支給を決定することができない。また、支援金の支給後に前各項のいずれかに該当することが明らかになったときには、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 4 委員会は、暴力団の排除に関して福岡県警察へ照会・確認を行うため、申請者(法人若しくは団体であるときは、その代表者)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

第 11 章 情報の利用

委員会は、申請者に係る情報について、当該申請者に対し同意を得ることにより、支援金の審査に必要な範囲内において利用することができる。

第 12 章 支援金の返還

委員会は、第 9 章第 3 項又は第 10 章第 3 項の規定に基づき、支援金の支給決定を取り消したときは、申請者に対して既に支給した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、委員会が支援金の返還を求める場合の加算金の算出については、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算するものとし、委員会が定める納期限までに申請者が返還を行わない場合の督促又は延滞金の算出については、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に準じて行うものとする。
- 3 委員会は、申請者に対して支援金の返還を求めるときは、様式第 11 号により返還金額、返還理由及び返還期日を申請者に通知するものとする。

第 13 章 財産の管理及び運用

支援対象者は、支援金により新たに取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、台帳等により、その保管状況を明らかにしておくとともに、助成対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 支援対象者は、委員会の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案し相当の期間を経過した場合は、この限りではない。
- 3 支援対象者は、取得財産を処分しようとするときは、取得財産の処分申請書（様式第 12 号）をあらかじめ委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

第 14 章 申請等の特例

この支給要綱に定める様式による申請等の手続きについては、当該様式において記載が必要な情報が含まれた書式又は電子システムを用いた方法等によっても行うことができる。

第 15 章 委任

この支給要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

第 16 章 その他

(1) 施行期日

この支給要綱は、令和 2 年 10 月 7 日から施行する。

この支給要綱は、令和 3 年 1 月 21 日から施行する。

この支給要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

(2) 有効期間

この支給要綱の有効期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

別表 1

(1)

支援金の種類	支援対象事業	支援対象経費	
新しい滞在プラン造成に係る必要経費に対する支援金	以下のいずれかに該当する様式第 1 号において申告されたプランの造成 ①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新しいニーズに対応したプラン ②地域資源を活用した魅力的なプラン	支援対象事業を実施するために必要な経費 ※国又は地方公共団体の補助・支援金等の交付を受けている経費は支援対象外	(例示) ・テレワークプラン造成に係る WEB や執務環境整備に係る経費 ・部屋食提供を行うためのカートや食器類購入に係る経費 ・まち歩きセットプランを造成するためのマップ作製に係る経費 ・広報に係る経費 等

支援金の種類	支援対象事業	支援条件
顧客獲得に向けた特別プランの販売に係る事業者支援金	以下のいずれかに該当する様式第 1 号において申告されたプランの販売 ①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新しいニーズに対応したプラン ②地域資源を活用した魅力的なプラン	・プランを利用した人数に応じた支援金を支給 ・利用人数は、宿泊プランであれば 1 宿泊毎、デユースプランであれば 1 利用毎の人数を基準に計算する。 ※支援対象者及び対象宿泊施設の経営に関わる者並びにその従業員による利用はプランの利用人数に含めない。

(2)

支援金の種類	支援対象事業	支援条件
テレワークプランの販売に係る事業者支援金	様式第 1 号において申告されたテレワーク利用プランの販売	・プランを利用した人数に応じた支援金を支給 ・利用人数は、宿泊プランであれば 1 宿泊毎、デユースプランであれば 1 利用毎の人数を基準に計算する。 ※支援対象者及び対象宿泊施設の経営に関わる者並びにその従業員による利用はプランの利用人数に含めない。

別表 2

(1)

支援金の種類	支援対象期間
新しい宿泊プラン造成に係る必要経費に対する支援金	様式第 3 号による参加決定後から令和 3 年 5 月 31 日までの期間 ただし、令和 2 年 9 月 1 日から本事業の参加決定までの間にプラン造成に取組み、当該プラン造成が本事業の参加決定を受けて支援対象事業となるに至った場合には、特例として発生した経費を遡って支援対象経費として認める。
顧客獲得に向けた特別プランの販売に係る事業者支援金	プラン販売開始から令和 3 年 5 月 31 日までの期間

(2)

支援金の種類	支援対象期間
テレワークプランの販売に係る事業者支援金	令和 3 年 1 月 13 日以降のプラン販売開始日から令和 3 年 5 月 31 日までの期間

別表 3

(1)

支援金の種類	支援金額（一宿泊施設あたり）
①新しい滞在プラン造成に係る必要経費に対する支援金	30 万円を上限として、支援対象経費に 5 分の 4 を乗じた額（1 円未満の端数が生じる場合、当該端数は切り捨てる）を支給。 ただし、プランの利用が全くなかった場合には、原則として支給しない。
②顧客獲得に向けた特別プランの販売に係る事業者支援金	30 万円を上限として、1 利用人数あたり 3,000 円を支給。

※複数の宿泊施設を運営する事業者については、二宿泊施設分までを上限に支援する。

(2)

支援金の種類	支援金額（一宿泊施設あたり）
テレワークプランの販売に係る事業者支援金	30 万円を上限として、1 利用人数あたり 3,000 円を支給。

※複数の宿泊施設を運営する事業者については、二宿泊施設分までを上限に支援する。

※(1) ①について、未利用又は支給額上限の 30 万円に達していない場合は、30 万円に達するまでテレワークプラン造成に係る必要経費に対する支援金として活用することができる。